

MONTHLY NEWS

平成27年12月号

1. はじめに

平成25年度の税制改正において、金融所得課税の一体化を進める観点から平成28年1月1日以後の特定公社債等及び株式等に係る課税方式が変更となりました。

なお、特定公社債等とは、国債、地方債、外国国際、公募公社債投信の受益権などをいいます。

主な変更点

- 特定公社債等の課税区分の変更
- 損益通算の範囲の変更

2. 特定公社債等の課税区分の変更

平成27年12月31日までの取扱い(変更前)

- 譲渡益・・・非課税(原則)
- 償還損益・・・総合課税(雑所得)
- 利子・分配金・・・源泉分離課税

平成28年1月1日以後の取扱い(変更後)

譲渡益、償還損益、利子・分配金の全てについて、株式等と同様に課税方式が申告分離方式となります。

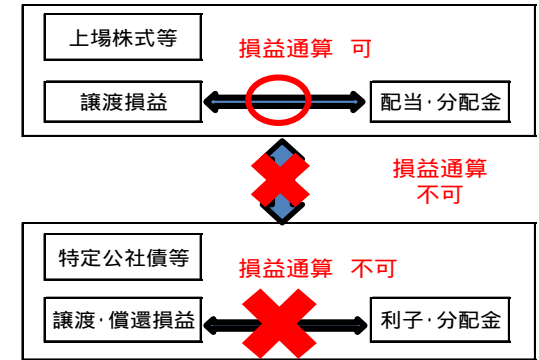
つまり、今まで原則非課税であった**特定の公社債等の譲渡益が課税対象(約20%課税)**となります。

また、特定公社債等については、特定口座での管理が可能となります。

3. 損益通算の範囲の変更

平成27年12月31日までの取扱い

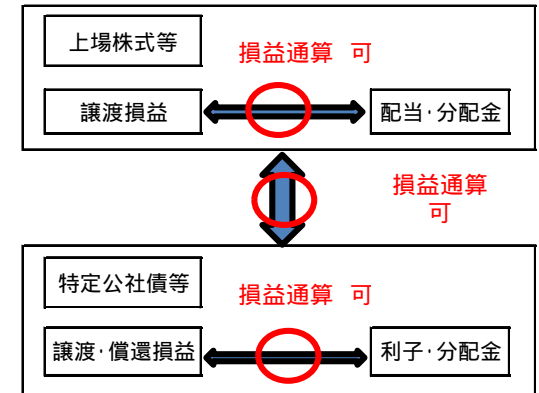
右の図にあるように特定公社債等に係る譲渡損益などは株式等の譲渡損益などとは損益通算はできませんでした。



平成28年1月1日以後の取扱い

右の図にあるように特定公社債等に係る譲渡損益などと株式等の譲渡損益などとの損益通算が可能となりました。

ただし、上場株式と非上場株式との損益通算は不可能となりましたので、その点ご注意ください。



4. 最後に

今回の改正を考慮した場合、特定公社債等をお持ちの方は、譲渡益(含み益)があるものは非課税のうち(平成27年12月31日まで)に売却し、逆に譲渡損(含み損)があるものは他の株式等の譲渡損益等と損益通算ができる平成28年1月1日以降に売却することも検討してみてもいいかもしれません。

詳しくは、ご利用の証券会社またはA & Kパートナーズ税理士法人秋山税理士事務所(03-3702-7011)までお問い合わせ下さい。